

意外とできていない生命保険の 3 つのポイント

最初に重要な考え方

相続が起されれば、一定確率でもめ事がおきたり、わだかまりが残ったりします。親の生前から、兄弟姉妹の仲が悪い、微妙ということもあります。離婚後に再婚し、前妻との間にお子さんがあるケースもあります。今の奥様との間にもお子さんがいるケースもあります。だから、私は普段からお客様に「もめたくても、もめようのない形式にしておくことが大切」、「それが親の責任」とお伝えしています。

このようなことも含めて、「意外とできていない生命保険による対策」をお伝えします。

死亡保険金の非課税金額

相続人がもらう死亡保険金のうち、「500 万円×法定相続人の数」は相続税がかかりません。ただし、「一次相続：非課税となる限度額以上に生命保険に加入している」、「二次相続：非課税となる限度額まで生命保険に加入していない」ということがあります。二次相続も含め、この非課税金額はしっかりと使い切りましょう。無税で子供に財産移転ができるのです。

ちなみに、この非課税金額は各相続人がもらった死亡保険金で按分して、各人が受け取った金額から控除します。そして、配偶者も相続人ですから、配偶者が受け取った死亡保険金もこの按分計算の対象になり、非課税金額を使えることになります。ただし、配偶者には別途、税額軽減という制度もあり、1 億 6,000 万円まで、または、法定相続分までは相続税がそもそもかかりません。

だから、「無税で子供に財産を移転させる」という論点からは、配偶者は死亡保険金の受取人にならない方が得になるのです。もちろん、税の損得ではなく、「配偶者に死亡保険金を遺す」という論点を前提にすることもあります。

死亡保険金は「受取人固有の財産」

死亡保険金には「保障」という側面もありますが、「原則として『受取人固有の財産』であって『遺産』ではない」という論点もあります。

だから、預貯金をたとえば一時払い終身保険に変えれば、「遺産分割の対象になる財産」を「遺産分割の対象にならない財産」に変えることができます。

高齢になれば、「一時払いで払い込んだ保険料＝ほぼ死亡保険金」となり、金額は増えませんが、遺産分割の対象から外すことはできるのです。

「生命保険契約に関する権利」という方法

死亡保険金による対策は、被相続人になる人の体況や年齢により生命保険に加入できないケースには使えません。この場合、この「生命保険契約に関する権利」ならば、死亡保険金と同じで、遺産分割の対象にならない財産とすることができます。この契約の一例を挙げれば、次のとおりです。

- 契約者：子供（相続人）
- 保険料負担者※：父親（被相続人）
- 被保険者：子供（相続人）
- 保険金受取人：父親（被相続人）の孫
- ※ 保険料は一時払い、または、全期前納

父親が生命保険に加入できない場合でも、子供は加入できるという場合は普通にあるでしょう。このような場合において、「一定額の預貯金」を一時払い、または、全期前納で「生命保険契約に関する権利」に変えれば、「遺産分割の対象になる財産」を「対象にならない財産」に変えることができます。

この生命保険契約に関する権利を相続するのは、契約者である子供です。この契約を解約すれば、解約返戻金は子供のものになり、解約せずに子供が死亡すれば、死亡保険金を孫が受け取るのです。

ただし、上記例において、「契約者＝被相続人」としてしまうと、父親が負担した保険料は「遺産分割の対象になってしまう」ので、ご注意ください。この方法のポイントは「契約

まとめ

遺産分割での争いを避けるためには、このような方法の他に、遺留分の問題はありますが、遺言書を遺しておくことも重要です。「もめたくても、もめようのない形式」は本当に大切です。「生命保険の活用＋遺言書」でもめない相続の形式にしておきましょう。

2023 年 4 月 ～お仕事備忘録～

夏に向けての準備が始まる時期です。夏季賞与の支給に向けた準備もそろそろ始まります。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行

2023 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上において、季節性インフルエンザと同等の 5 類感染症へ位置づけられます。

自動車税の納付

4 月 1 日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5 月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

夏季賞与決定までの準備

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行きましょう。

健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時 50 名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問 OK です！

日程 2023 年 05 月 12 日(金)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 名様】

*おひとり様追加毎に +5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*4 月 4 日（火） 4 月誕生会

4 月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757 （総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp